

	所得税の控除	固定資産税の減額
対象住宅	申請者が所有していて、居住している住宅 ※賃貸・店舗は不可	
工事要件	床面積：50㎡以上	新築時期：平成20年1月1日より前 床面積：50㎡以上280㎡以下
	全ての居室の窓の断熱改修	外気に接する窓の断熱改修
	対象となる窓断熱改修 ※改修前の窓が、1枚ガラスであること。 ①ガラス交換(真空ガラス・複層ガラスなど) ②内窓設置 ③外窓交換(カバー工法など)	
期間	標準的工事費用相当額が50万円を超えること ※補助金の還付額は差し引く	実際の工事費用が50万円(税込)を超えること ※補助金の還付額は差し引く
	【標準的な工事費用相当額の計算】 改修工事ごとの単価 × 住宅の延べ床面積 - 補助金利用がある場合は、補助金額分 改修工事ごとの単価：①ガラス交換 ¥6,400 ②内窓設置 ¥7,700 ③外窓交換 ¥15,500	
減額割合	平成25年1月1日～平成33年12月31日	平成25年4月1日～平成32年3月31日
必要書類	標準的な工事費用相当額の10%がその年の所得税から控除 ※上限25万円	翌年の家屋の固定資産税が3分の1控除 ※床面積120㎡相当分まで
	【確定申告に必要な書類】 ・確定申告書(+源泉徴収票) ・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 *申告窓口で用意されています。 ・家屋の登記事項証明書 ・増改築等工事証明書(15枚1式) ※建築士事務所登録されている建築士の証明が必要です。 ・工事請負契約書の写し ・控除を受ける者の住民票の写し	【減額申告に必要な書類】 ※市区町村により異なります。必ず納税先の窓口に確認しましょう。 ・省エネ住宅改修工事に伴う固定資産税減額申告書 *窓口で用意されています。 ・増改築等工事証明書(4枚1式) ※建築士事務所登録されている建築士の証明が必要です。 ・納税義務者の住民票の写し ・領収書の写し など
申請方法	代理申請は不可。ご自身での申請となります。	
	税務署・指定会場にて <b>確定申告</b>	<b>工事完了後3カ月以内</b> に市区町村に申告

お問合せはこちらまで

株式会社 クリア

〒400-0042 山梨県甲府市高畑1-15-16

☎ 0120-236-685

クリア 窓の店

検索